



三木市記者発表資料 (令和6年11月5日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 障害福祉課	課長 山本容子 (内線 2394)	障害者支援係	0794-82-2000 (内線 2304)

タイトル

障害者差別解消に係る合理的配慮セミナーの開催

本件のポイント

- ・令和3年度の障害者差別解消法改正により令和6年4月1日から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました（行政機関は令和3年度から義務化）。
- ・義務化が始まり、改めて市民や事業者が合理的配慮について理解を深める機会として開催します。

説明文

- 日時 令和6年12月8日（日）午後2時～4時
- 場所 三木市立市民活動センター
- 対象者 市民、事業者（市役所を含む）
- 参加費 無料
- テーマ 『差別解消法、どうして改正されたの？
～義務化された合理的配慮ってなに？～』
- 講師 (一社)全国手をつなぐ育成会連合会
常務理事兼事務局長 又村 あおい先生
- 定員 100名
- 申込〆切 12月5日(木)
- 申込方法
 - (1) 申込用紙に必要事項を記入の上、市障害福祉課に FAX、メール又は直接持参
 - (2) 申し込み用紙の二次元コードをスマートフォン等で読み取って申し込み
- 申し込み用紙設置場所
 - (1) 10 地区公民館等、吉川支所、市役所障害福祉課
 - (2) 市ホームページ
<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/26/64741.html>



本案件は次の SDGs 目標に関連します。

3 すべての人に
健康と福祉を



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを

